

市第 36 号議案 横浜市総合リハビリテーションセンター条例等の一部改正

1 提案理由

横浜市総合リハビリテーションセンター等の診療所における労災診療・地公災診療等の利用に係る利用料金については、現在、各条例の「指定管理者が市長の承認を得て定める額」の規定に基づき算定していますが、今回、財政援助団体等監査の意見をふまえ、これらの算定方法を条例に明示するため、関係条例の一部を改正したいので、提案いたします。

【改正の対象となる条例】

- ① 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和 62 年 3 月横浜市条例第 16 号）
- ② 横浜市総合保健医療センター条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 25 号）
- ③ 横浜市スポーツ医科学センター条例（平成 9 年 10 月横浜市条例第 59 号）

2 改正内容

次の診療を受けるときの利用料金に関する規定を、横浜市病院事業の経営する病院条例の規定と同様に、各条例に明示します。

- (1) 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない診療以外の診療
- (2) 労災診療（労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の規定により療養の給付として行われる診療）
- (3) 地公災診療（地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)の規定により療養補償を受ける者に係る診療）
- (4) 公害健康被害診療（公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)の規定により療養の給付として行われる診療）
- (5) 自動車損害診療（自動車の運行により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療）

(参考：新旧対照表)

裏面「横浜市総合リハビリテーションセンター条例新旧対照表」のとおり

※横浜市総合保健医療センター条例及び横浜市スポーツ医科学センター条例についても同様の改正内容となっています。

3 施行

公布の日から施行します。

横浜市総合リハビリテーションセンター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(利用料金)</p> <p>第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(第1号から第2号の2まで省略)</p> <p>(3) 診療所を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア 診療を受ける場合は、次に掲げる算定方法又は基準により算定した額</p> <p>((ア)から(ウ)まで省略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(第1号から第2号の2まで省略)</p> <p>(3) 診療所を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>ア <u>一般診療(イからオまでに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。)</u>を受ける場合は、次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に1.05を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>((ア)から(ウ)まで省略)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>参考(第9条第3号ア)</p> <p>(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法</p> <p>(イ) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準</p> <p>(ウ) 健康保険法第86条第2項第1号(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額の算定方法</p> </div>	<p>イ <u>労災診療(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定により療養の給付として行われる診療をいう。)</u>を受けるときは、算定方法等を基準として市長と神奈川労働局長が協議して定める額</p> <p>ウ <u>地公災診療(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定により療養補償を受ける者に係る診療をいう。)</u>を受けるときは、算定方法等を基準として市長と地方公務員災害補償基金各支部長が協議して定める額</p> <p>エ <u>公害健康被害診療(公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の規定により療養の給付として行われる診療をいう。)</u>を受けるときは、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法(平成4年環境庁告示第40号)により算定した額</p> <p>オ <u>自動車損害診療(自動車(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条第1項に規定する自動車をいう。)の運行(同条第2項に規定する運行をいう。))により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療(健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。)</u>をいう。を受けるときは、アにより算出された額に2.0を乗じて得た額</p>
<p>イ 診断書等の交付を求める場合は、次に掲げる額</p> <p>((ア)及び(イ)省略)</p> <p>(4) 前各号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p>	<p>カ 診断書等の交付を求める場合は、次に掲げる額</p> <p>((ア)及び(イ)省略)</p> <p>(4) 前各号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額</p>